

下記の項目について、お答えください。

1. 当会は 2020 年「東海第二原発の再稼働の賛否を問う県民投票条例の制定」を求め、茨城県へ直接請求を行いました。県議会では否決されました。この点についてご意見をお聞かせください。

東海第二原発の再稼働をどうするかという問題は、今後のエネルギー政策だけでなく、2011年の福島原発の過酷事故などの事例をかえりみると、関東一円、特に茨城県民全体の命と財産の安全と保障にかかわる重要事項であるといえます。それゆえ、この再稼働の問題に対処するにあたり、県民投票条例を制定し、県民投票を行うことは、県民全体の意思の所在を確かめるための民主的なひとつの有力な手段であると考えます。したがって、私は、当該直接請求を茨城県議会が否決した理由が理解できません。

2. 東海第二原発の再稼働について同意が求められた場合、県民の意思をいつ・どのように確認するお考えですか。

再稼働について同意が求められた場合、県民の意思を確認するうえで、既述のように、再稼働の可否を問う県民投票を実施するのも、ひとつの有力な方法であると考えます。また、アンケートなどを用いたやり方もあるかもしれません。公聴会を開き、専門家や県民各界の意見を十分聞くことも必要でしょう。県議会の意見だけでなく、関係市町村、特に30km圏内14市町村の意見は重要でしょう。なかでも、東海第二原発再稼働に際しての「新安全協定」を結んでいる6市村の意向聴取は欠かせないでしょう。「いつ」確認するかということは、現時点で先験的に確定することは困難で、それぞれ適切な時期に、というほかないと思います。

3. 今後、「東海第二原発の再稼働の賛否を問う県民投票条例の制定」が県民から再び求められた場合、茨城県知事としてどのような意見を付けるお考えですか？

私が茨城県知事に就任した場合、県知事としての私の基本的立場は、選挙公約にも明記しましたように、東海第二原発の再稼働を認めず、廃炉にする、ということです。そのことを明記するとともに、先述のように、県民投票条例を制定し県民投票を実施することは、県民全体の民主的な意思決定のひとつの方法として、十分肯定的に考えられることです。それゆえ、県議会として熟議を尽くし、これを実現する方向で決定されることを期待する、というような趣旨の意見を付すことになるでしょう。

ありがとうございました。

8月19日（火）までに返信いただきますよう宜しくお願いいたします。